



後期高齢者医療制度

保険料の軽減について

後期高齢者医療制度において、皆さんが納める保険料は医療給付費の大切な財源となります。保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直すように法律で定められています。

■保険料の決め方

- ・保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。
- ・4月1日～翌年3月31日までの1年間の金額を決定します。
- ・（年度途中で新たに被保険者となった場合は、その月から月割りで計算します。）
- ・新しい保険料率による令和7年度の皆さんの保険料額は7月に決定となり、7月中旬より決定通知書を送付します。

■令和7年度の保険料

（令和6年度と同額）

【均等割額】43,800円

【所得割額】

（総所得金額－43万円）×9.11%

■保険料の軽減制度

①所得の低い方の均等割額の軽減

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計)	軽減割率	軽減後の 均等割額
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)※以下の場合	7割軽減	13,140円/年
43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)※以下の場合	5割軽減	21,900円/年
43万円+(56万円×世帯内の被保険者)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)※以下の場合	2割軽減	35,040円/年

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

えます。

・給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える。

・65歳以上（前年の12月31日現在）で公的年金収入（特別控除額15万円を差し引いた額）が110万円を超える。

・65歳未満（前年の12月31日現在）で公的年金収入が60万円を超える。

※所得の申告をされていない方については、軽減の適用を受けるために所得の申告が必要となる場合があります。

②会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や、共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」は、引き続き賦課されません。

※国民健康保険及び国民健康保険組合の被保険者であった方は該当しません。

※①所得の低い方の均等割額の軽減に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

軽減に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

軽減に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

軽減に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

軽減に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

軽減に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

入札結果

問 財政課 契約管財係 ☎ 77-3907

開札月日	入札手法	工事(業務委託・物品)の名称	工事(業務委託・物品納入)の箇所	落札価格(円) (税抜)	請負額(円)	契約の相手方
令和7年 5月1日	指名競争入札	町道3BL-0206号線(交通広場)用地物件調査業務委託	芝山町小池地内	3,200,000	3,520,000	(株)総合開発
		町道01-008号線 用地測量及び道路詳細設計等業務委託	芝山町小池地内	16,900,000	18,590,000	八紘測量開発(株)
		町道01-006号線 路線測量及び道路詳細設計業務委託	芝山町新井田地内	9,500,000	10,450,000	(株)エポック

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年7月31日以降、健康保険証は使えなくなります。



マイナ保険証か資格確認書で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証の利用をご希望の方

利用登録済み ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。

未登録の場合 ▶

マイナ保険証をお持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に申請すれば資格確認書が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare